## 山梨県医師国民健康保険組合からのお知らせ

# ★令和6年12月2日以降、現行の健康保険証(以下「被保険者証」)の発行は終了となります

国の法改正により、被保険者証は令和6年12月2日以降、現行の被保険者証の発行を廃止とし、原則、マイナンバーカードに一本化するため、マイナ保険証(保険証利用登録がされたマイナンバーカード)を基本とする仕組みとなります。

このことにより、新規加入者のほか、住所や氏名変更及び再発行についても、**令和6年12 月2日以降被保険証は発行できなくなります。** 

#### ★現行の被保険者証の有効期限について

令和6年12月1日までに山梨県医師国民健康保険組合が発行した被保険者証の有効期限は設定できる範囲で最長の「令和7年12月1日」までとなっておりますので、券面右上にある有効期限をご確認下さい。

#### ★被保険者証廃止後(現行の被保険者証の有効期限が切れた後)の対応について

現行の被保険者証の有効期限が切れる前に、マイナ保険証を保有している方には、「資格確認のお知らせ」を、マイナ保険証を保有しない方には、「資格確認書」を交付いたします。マイナ保険証を保有している方は「マイナ保険証」で、マイナ保険証を保有しない方は「資格確認書」を医療機関に提示し、受診して下さい。

## ★資格取得・資格喪失・住所変更等の届出について

マイナ保険証を保有している人でも今までどおり、資格取得・資格喪失・住所変更等の届出は 必要となります。**自動で資格情報が変わることはありません。** 

## ★新規加入や住所変更の添付書類について

令和6年12月2日以降の新規加入や住所変更等の届出による添付書類につきましては、今までの同一世帯の住民票に記載されている方の「被保険者証のコピー」のほか、医療保険の資格情報が確認できる「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」のコピーも可能となりますので、いずれかを添付して下さい。マイナンバーカードのコピーでは、医療保険の資格情報の確認はできません。

## ★資格情報のお知らせ、資格確認書の即時発行はできません

令和6年12月2日以降、新規加入時に交付する「資格確認情報のお知らせ」、「資格確認書」は、システム登録、情報確認、中間サーバーにデータ登録などに時間を要するため、**窓口での即時発行は致しかねます。**原則として後日、郵送でのお届けとなります。住所・氏名変更や再発行申請の際は、即時発行が可能です。

#### ★資格取得からマイナ保険証登録と利用までについて

マイナ保険証の利用については、当組合が資格取得届を受理した後、中間サーバーにその 資格情報を登録することで可能となりますが、中間サーバーが当組合の被保険者として登録 されるまでに時間を要することがあるため、その間はマイナ保険証として利用できない場合 があります。**資格取得後に初めてマイナ保険証で受診される場合は、ご自身によりマイナポータルにアクセスいただき、医療保険の資格情報が当組合の被保険者資格として登録されているかを事前にご確認ください**。

#### ★マイナ保険証利用登録の解除について

マイナンバーカードでの保険証利用登録を解除する場合、医療保険者である当組合への解除申請をすることが必要です。解除申請をする際には当組合にご連絡のうえ、「マイナ保険証利用登録解除申請書」を提出して下さい。

## 令和6年12月2日以降の被保険者証の取扱いについて

発行されるもの	加入登録が令和6年12月2日以降となる方 (12月2日以降に住所変更・氏名変更・被保険者証を紛失した方を含む)	
	マイナ保険証 登録済	マイナ保険証 未登録
被保険者証	発行しません	発行しません
資格情報のお知らせ	発行します	発行しません
資格確認書	発行しません	発行します

#### 【ご注意】

○資格取得日が令和6年12月2日前であっても医師国保組合で事務処理が完了した日(書類に不備が無い状態(厚生年金該当被保険者の場合、健康保険適用除外承認証も必要))が令和6年12月2日以降の場合、現行の被保険者証は発行されません。

#### ★「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」について

「資格確認書」とは、<u>マイナ保険証をお持ちでない方に発行されるもの</u>で、医療機関の窓口に 提示することで、従来の被保険者証と同様に医療を受けることができます。

※70 歳以上でマイナ保険証をお持ちでない方には、「高齢受給者証」を発行いたしますので、 資格確認書へ負担割合の記載はいたしません。

「資格情報のお知らせ」とは、マイナ保険証をお持ちの方が、ご自身が加入する医師国保組合の資格情報(記号番号・枝番、氏名、適用年月日、交付年月日、保険者名等)を容易に把握できるよう発行されるものです。

なお、<u>「資格情報のお知らせ」だけでは受診できません</u>ので、マイナ保険証と合わせてお持ちください。

令和6年12月1日までに当組合に加入した方には、お持ちの被保険者証の有効期限が切れる前に、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を一斉に発行します(申請不要)。

ご不明な点などございましたら、お気軽にお問合せください。

【問い合わせ先】

山梨県医師国民健康保険組合 TEL 055-222-0003